

障害福祉サービス等情報公表システムにおける オープンデータの取扱い

令和2年12月3日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

ご要望事項への対応について

ご要望いただいたデータ項目のうち、障害福祉サービス等情報公表システムにおいて把握可能な項目について、CSVファイルの形式で厚生労働省ホームページ上にアップロードする等により、可能な限り「推奨データセット」(注)に準拠する形で提供する方向で対応することとしたい。

※ 障害福祉サービス等情報公表制度の実施主体は都道府県等であることから、オープンデータの有効性等を説明し、理解を得る必要がある。

(注)「介護サービス事業所一覧」の推奨データセットに準拠することを想定している。

2. 実施主体

○ 都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする。

※1 市区町村(指定都市、中核市を除く)分の指定相談支援及び指定障害児相談支援事業者の情報については、都道府県が公表を行う。

※2 中核市分の指定障害児入所施設等業者の情報については、都道府県が公表を行う。

ただし、児童相談所設置市については、指定障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報の公表を行う。

		都道府県	指定都市	中核市
サービス 障害者	指定障害福祉サービス	○	○	○
	指定障害者支援施設	○	○	○
	指定地域相談支援	○	○	○
	指定計画相談支援	○(※1)	○	○
サービス 障害児	指定障害児入所施設等	○	○	×(※2)
	指定障害児通所支援	○	○	○
	指定障害児相談支援	○(※1)	○	○

3. 公表対象となる事業者

① 下記に記載のサービス(基準該当サービス除く)の指定を受けている事業者。

② 当年度中に下記に記載のサービスについて、新規に指定を受けてサービスを提供しようとする事業者

1. 居宅介護	11. 自立訓練(機能訓練)	21. 地域相談支援(地域定着支援)
2. 重度訪問介護	12. 自立訓練(生活訓練)	22. 福祉型障害児入所施設
3. 同行援護	13. 宿泊型自立訓練	23. 医療型障害児入所施設
4. 行動援護	14. 就労移行支援	24. 児童発達支援
5. 療養介護	15. 就労継続支援A型	25. 医療型児童発達支援
6. 生活介護	16. 就労継続支援B型	26. 居宅訪問型児童発達支援
7. 短期入所	17. 就労定着支援	27. 放課後等デイサービス
8. 重度障害者等包括支援	18. 自立生活援助	28. 保育所等訪問支援
9. 共同生活援助	19. 計画相談支援	29. 障害児相談支援
10. 施設入所支援	20. 地域相談支援(地域移行支援)	

4. 報告・公表事項

- 報告・公表事項については、利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進に資する情報とし、厚生労働省令等で定めている。
- 報告・公表事項には大きく「①基本情報」、「②運営情報」から構成。
 「①基本情報」は、法人・事業所等の所在地、電話番号、従業者数、サービスの内容等の基本的な情報。
 「②運営情報」は、利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営・管理の体制等の情報。

		主な報告・公表事項
①基本情報	法人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所等を運営する法人等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日 等
	事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービスを提供する事業所等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況 等 ○ サービスに従事する従業者に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者数、勤務形態、労働時間、経験年数 等 ○ サービスの内容に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等 ○ 利用料等に関する事項 など
②運営情報		<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の権利擁護の取組 ○ サービスの質の確保の取組 ○ 相談・苦情等への対応 ○ サービスの評価、改善等の取組 ○ 外部の者等との連携 ○ 適切な事業運営・管理の体制 ○ 安全・衛生管理等の体制 ○ 情報の管理、個人情報保護等の取組 ○ その他(従業者の研修の状況等) など

5. 事業者における障害福祉サービス等情報の報告手続き

(1) 報告時期

- ・ 指定障害福祉サービス等事業者(以下「事業者」という。)は、障害福祉サービス等の提供を開始しようとする時、毎年度各都道府県等が定める時点において、当該サービスを提供する事業所の所在地を管轄する都道府県等に対し、障害福祉サービス等事業所情報の報告する。

(2) 報告方法

- ・ 事業者は、原則、「障害福祉サービス等情報公表システム」(独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト(WAMNET))上において、障害福祉サービス等情報を入力し、当該システムを通じて都道府県等に報告する。

6. 都道府県等における障害福祉サービス等情報の公表手続き

(1) 公表時期

- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、原則、報告から2カ月以内に公表する。

(2) 公表方法

- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、「障害福祉サービス等情報公表システム」上で受理・確認し、公表する。

※ なお、事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等においては、必要に応じて調査を実施し、結果を公表する。

【障害福祉サービス等情報公表制度の施行に伴う都道府県等における具体的業務の例】

- ・ 情報公表制度の周知
- ・ システムを通じて、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の、受理、確認及び公表作業
- ・ 事業者からの疑義照会
- ・ 事業者への報告依頼、督促等
- ・ 事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等における調査

等

令和元年度 障害保健福祉関係
主管課長会議資料 抜粋
(令和2年3月9日)

障害福祉サービス等情報公表制度における公表状況等

1. 平成30年4月1日改正総合支援法等施行
2. 平成30年9月28日、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」上に「障害福祉サービス等情報検索サイト」を開設し、公表開始
3. 令和2年2月7日現在：掲載事業所数119,298件
参考：令和元年10月において、国保連を通じて報酬請求があった指定事業所数120,955件
4. 障害福祉サービス等情報検索サイトの閲覧数
 - ・ 平成31年3月末日：3,331,687件
 - ・ 令和元年10月末日：4,106,510件
 - ・ 令和2年1月末日：5,259,947件

令和元年度における更新状況及び公表の推進について

- 令和元年度における事業所等情報の更新率（※）は全体で49.3%である。（令和2年2月7日現在）
※ 更新率の計算には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。
- 情報公表制度は、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択、事業者のサービスの質の向上等に資するための情報を公表するものであり、当該サイトの閲覧数も増加しているため、各都道府県等においては、より一層適切な情報公表に取り組んでいただきたい。